

医政医発 0114 第 1 号

令和 2 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について

令和元年 11 月 8 日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下、「専門研修部会」という。）において、一般社団法人日本専門医機構から専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則（案）（以下、「整備指針等」という。）が提示されたところです。専門研修部会での議論において、当該整備指針等の改訂は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）（平成 30 年 10 月 15 日付医政局長通知医政発 1015 第 7 号）第 1 の 1 (2) に該当することから、医師法第 16 条の 8 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の意見を聴いた上で、あらためて専門研修部会において議論することとされました。

つきましては、同条第 3 項の規定に基づき、別添の整備指針等について協議しますので、同通知第 1 の 2 に留意のうえ、意見がある場合は令和 2 年 2 月 15 日までに提出いただきますようお願いいたします。